

税

市税条例を改正します

地方税法の一部改正に伴い、市税条例が改正されました。

◆市民税

平成19年4月1日から適用

▼租税条約に基づく社会保険料の控除を創設

租税条約の規定に基づき、市民税の納税義務者が条約相手国の社会保障制度に保険料を支払った場合、その保険料の一定の金額を限度として、総所得金額などから控除します。

▼上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る市民税課税の特例適用期限の延長

上場株式等に係る譲渡所得等の軽減税率の特例適用期限を

平成20年12月31日まで1年延長します。

平成19年4月1日以降の取引から適用

▼特定中小会社が発行した株式に係る課税の特例（エンジェル税制）の適用期限の延長

特定中小会社の特定株式を払込みにより取得した方が、特定中小会社の株式の譲渡の日において引き続き3年を超えて所有していた特定株式を上場などの日以後3年以内に譲渡した場合には、一定の要件のもとで譲渡による株式等に係る譲渡所得等の金額を2分の1に相当する金額とする譲渡所得等の課税の特例について、適用期限を平成21年3月31日まで2年延長します。

◆固定資産税

平成20年度分から適用

▼住宅のバリアフリー改修に係る固定資産税の減額措置の創設

平成19年1月1日以前に建てた住宅のうち、高齢者や要介

護認定・要支援認定を受けている方または障害者の方が居住するもので、平成19年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事が完了したものであること、工事内容などを確認できる書類を添付して申告した場合には当該住宅に係る固定資産税の税額（1戸あたり100㎡相当分まで）を改修工事が完了した翌年度分について、3分の1減額します。

※一定のバリアフリー改修工事とは、次に該当する工事であり、その工事費用（補助金などをもって充てる部分を除く）の合計額が30万円以上のものであること。

- ・廊下の拡幅
- ・階段の勾配の緩和
- ・浴室の改良
- ・便所の改良
- ・手すりの設置
- ・屋内の段差の解消
- ・引き戸への取替工事
- ・床表面の滑り止めに関する改良

相談

人権問題や日常生活の悩みは人権擁護委員に相談を

6月1日(金)は、「人権擁護委員の日」（人権擁護委員法が施行された日）です。

人権は、人間が幸福な人生を送るうえで最も大切な権利です。自分だけでなく、すべての人の人権が尊重されなければなりません。

人権問題や日常生活などでお悩みのある方は、人権擁護委員へ気軽に相談してください。

◆人権相談日

とき 毎月第1木曜日 午後1時～3時

※6月の相談日

6月7日(木) 午前10時～正午、午後1時～3時

ところ 市役所市民相談室

◆人権擁護委員（敬称略）

問合せ先

困務グループ

☎52-11111（内線244・247）

- ・原田絹代（本郷町）
- ・神谷邦子（二池町）
- ・都築律子（屋敷町）
- ・山本鐘児（稗田町）

問合せ先

困市民生活グループ

☎52-11111（内線269）

刈谷社会保険事務所年金相談の休日開庁

◆年金相談時間の延長

毎週月曜日の年金相談窓口を午後7時まで延長します。

月曜日が休日の場合は、翌日火曜日に振替となります。

◆休日開庁日

毎月第2土曜日の午前9時30分～午後4時まで、休日開庁します。

問合せ先

刈谷社会保険事務所

☎21-21113

☎21-21159